

羽曳野市立人権文化センター使用許可申請書兼使用料減免申請書

令和 年 月 日

羽 曳 野 市 長 様

下記のとおり、施設の使用許可・使用料減免を申請します。なお、使用に際しては、羽曳野市立人権文化センター条例及び同条例施行規則に基づく指示に従います。

記

申請者 (団体にあつては、団体名、団体の所在地又は代表者の住所、代表者名及び電話番号)	団 体 名				
	住 所				
	氏 名				
	電 話 番 号	— —			
申 請 の 種 別	☐ 使用許可 ☐ 使用料減免				
使 用 目 的					
減 免 申 請 理 由					
使 用 日 時	令和 年 月 日 ()				
	午前	☐ 9時～12時	午前・午後	☐ 9時～17時	
	午後	☐ 13時～17時	午後・夜間	☐ 13時～21時	
	夜間	☐ 18時～21時	全日	☐ 9時～21時	
使 用 施 設	☐ 会議室 ☐ 多目的室1 ☐ 多目的室2 ☐ 調理室				
使 用 人 員	人	使用器具及び設備			
使 用 責 任 者	住 所				
	氏 名				
	電 話 番 号	— —			
減 免 申 請	☐ 有・ ☐ 無		減 免 理 由	規則第7条第1項第 号該当	
※決裁伺	館長	受付	使用料		領収印
			施設使用料	円	左記使用料を領収しました。
			減 免 額	円	
			合 計	円	

※1 使用者は使用料を前納しなければならない。

※2 暴力団の利益になる使用は許可しません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは、使用許可の取消等を行います。上記理由を確認するため必要がある場合には、条例に基づき所轄の警察署に照会することがあります。